

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 月岡 崇
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和元年11月14日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	住友商事株式会社
証券コード	8053
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	オービス・インベストメント・マネジメント・(ガーンジー)・リミテッド (Orbis Investment Management (Guernsey) Limited)
住所又は本店所在地	ガーンジー、GY1 1DB セント・ピーター・ポート、ル・ボーデージ、チューダー・ハウス1階(登記上の本店所在地) パミュダHM11ハミルトン、フロント・ストリート25、オービス・ハウス (主たる事務所)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 福原 亮輔
電話番号	03-6889-7000

2【提出者(大量保有者)/2】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Orbis Investment Management Limited)
住所又は本店所在地	パミュダHM11ハミルトン、フロント・ストリート25、オービス・ハウス (Orbis House, 25 Front Street, Hamilton HM11 Bermuda)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 福原 亮輔
電話番号	03-6889-7000

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	平成31年4月15日
訂正箇所	下記参照

(訂正前)

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	住友商事株式会社
証券コード	8053
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

(訂正後)

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	住友商事株式会社
証券コード	8053
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所